

別表七(一)付表五

「12の計」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例に関する
明細書

		事業年度	:	:	法人名		
欠損控除前所得金額 (別表七(一)「1」)	1	円		所得限度額 (別表七(一)「1」-「2」)	2	円	
投資額残額の計算							
投資の額の累計額	3	円		投資額残額 (3)-(4)	5	円	
前期以前に特例の適用を受けた金額 の累計額 (前期以前の(6)の合計額)	4			当期に特例の適用を受けた金額 (12の計)	6		
超過控除対象額の計算							
特例事業年度	特例対象控除未済欠損金額 (別表七(一)「3」)	特例の適用がない場合の当期控除額 (当該特例事業年度の別表七(一)「3」と別表七(一)「2」-当該特例事業年度前の別表七(一)「4」の合計額のうち少ない金額) (マイナスの場合は0)	(7)のうち超過控除可能額 (7)-(8) (マイナスの場合は0)	投資額残額 (5)-(当該特例事業年度前の(12))	損金算入限度超過額 (2)-(当該特例事業年度前の(12))	超過控除対象額 (9)、(10)と(11)のうち少ない金額	
	7	8	9	10	11	12	
	円	円	円	円	円	円	
計							

別表七(一)付表五
令五・四・一以後終了事業年度分

「12の計」欄

認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「令和5年旧措置法第66条の11の4第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00674」
- ③ 「適用額」欄：「12の計」欄の金額